

<b>団体名</b>	世羅町	<b>所属</b>	福祉課	<b>他団体等との連携</b>	企業、民生委員児童委員協議会
<b>連絡先</b>	生活支援係 (0847)25-0072				

<b>取組事例名</b>	地域見守り活動	<b>取組期間</b>	平成23年度～
--------------	---------	-------------	---------

**取組の概要 ～ 世羅町における地域見守り活動に関する協定締結**

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、高齢者をはじめ障害者や子どもの安全安心な生活を確保するため、民生委員児童委員協議会が主体となり、見守り支援体制強化を図る。そのため、郵便局・新聞販売業者・尾道市農業協同組合に日常業務の範囲内において、住民に関して何らかの異変を察知した場合、通報頂き、関係機関と連絡・連携し、必要な支援を行うため、地域見守り活動に関する協定を締結している。

**取組の背景 ～ 地域社会の希薄化**

高齢化率が35%を超える本町は、傾斜地が多い等中山間地特有の立地条件を示しており、隣家まで遠距離となる地域も多数見受けられ、近年認知症高齢者数も増加の一途を示している。また、全国的に子どもを対象にした事件が多発しており、誰もが安心して地域で生活出来る体制整備は喫緊の課題となっている。

現在、本町においての高齢者の見守り等は民生委員による「一人暮らし老人巡回相談事業」が主流となっているが、民生委員の高齢化に伴い、巡回回数等を増やすなどの拡充が難しい状況にあった。

**取組のねらい ～ 地域支え合い体制づくり**

高齢者が安心して生活できる取組を推進するため町内の新聞販売業者等を中心に地域での見守り体制の強化を図る。

**取組の具体的内容 ～ 地域見守り活動**

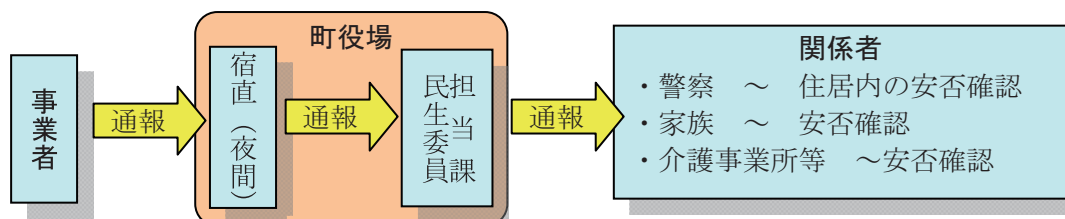
民生委員児童委員協議会から、高齢者が安心して生活するため、地域での見守り体制をより強化したいと要望があり、平成23年7月と9月に行政等の関係機関と連携会議を開催し、平成23年10月には町内郵便局（11箇所）・新聞販売所（5箇所）・尾道市農業協同組合と「世羅町における地域見守り活動に関する協定」を締結した。活動内容は日常業務の範囲内において、次の異変を察知した場合には行政へ通報頂き、関係機関と連絡・連携し、必要な支援を行うものである。また、年1回は事業者と意見交換会を開催及び職員へ啓発を実施する。

《異変状況》

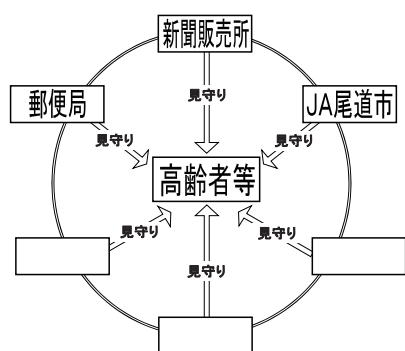
- ・新聞受け・郵便受けに配達物が溜まっている。
- ・体の具合が特に悪そうに見受けられる。
- ・高齢者・子どもの普段と違う泣き声や悲鳴が聞こえる。
- ・その他異変と感じられた場合

《対応スキーム》

事業者より町担当課へ通報頂き、担当民生委員へ連絡し状況を把握し、警察等関係機関と連携する。



見守り体制イメージ図



(世羅町における地域見守り活動に関する協定について(抜粋))  
 第2条 甲(事業者)は、日常の業務の範囲内において、住民に関して何らかの異変を察知した場合は、速やかに乙(世羅町民生委員児童委員協議会)または丙(世羅町)に連絡・通報するものとする。

2 前項に定める何らかの異変とは、つぎの事項とする。

- (1)新聞受け・郵便受けに配達物が溜まっている。
- (2)体の具合が、特に悪そうに見受けられる。
- (3)高齢者・子どもの普段と違う泣き声や悲鳴が聞こえる。
- (4)その他異変と感じられた場合

3 第1項に定める連絡・通報は、良心に基づき、誠実に行うものとし、次条に定める乙の支援活動にあたり生じる諸問題に対して、一切の責任を負わないものとする。

(丙の支援)

第4条 丙は第2条の連絡・通報を受けた場合には、速やかに当該地区を担当する民生委員児童委員に連絡するとともに、必要な支援を行うものとする。

2 丙は、地域住民に対して協定の趣旨を周知するなど、甲及び乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

### 取組を進めていく中での課題・問題点 ～ 見守り支援事業者の確保

事業者との見守り活動の協定締結については世羅町民生委員児童委員協議会委員の中にOBの方もおられたので、スムーズに協定締結につながった。事業者を中心に見守り支援事業者を増やし、地域全体で見守りができるよう取り組む。

### 創意工夫した点 ～ 長期継続の実現

日常業務の負担にならない程度の協力と、異変状況を察知した場合には、行政に通報することだけを依頼し、直接、事業者の職員の方へ通知した。

夜間・早朝の通報が考えられるため、役場(宿直)への通報としており、また、年1回は事業者と意見交換会を開催及び事業所職員へ啓発を実施する。

### 取組の成果(効果) ～ 地域福祉の向上

通報には人命に係わる事例もあり、早い段階で救済につながった。

また、近年、地域住民が抱える課題は複雑・多様化しており、民生委員児童委員の仕事はますます重要性を増している中、民生委員児童委員の負担軽減につながった。

《各事業所からの通報件数》 新聞販売所 11件、郵便局 2件

《対応事例》

- 郵便局職員より認知症と思われる方で様子がおかしいため、役場(担当課)へ通報され、地域包括支援センター・介護事業所と連携し、必要な介護サービスを利用し、生活安定が図られた。
- 新聞配達職員がいつもある自動車がなくなり、部屋の電気もついており、いつもと様子が違うと思っていたが、配達途中にその自動車を発見し、ぐったりしていたので、救急車を呼び対応した。その後、家族に引き取られ介護されることとなった。
- 新聞が溜まっていたため新聞販売所から役場(宿直)・担当課に通報し、民生委員児童委員が病院に入院していることを確認。本人から新聞の定期購読の一時中止の手続きを済ませ、不要な出費を抑えることにつながった。

### 今後の展開 ～ 地域見守り体制の強化

この見守り活動を長期に継続するため、年1回、事業者と意見交換会を開催するとともに、事業者職員へ毎年協力依頼文書を配布する。また、協定締結事業者数を増やし、地域での見守り体制を強化する。

### 他団体へのアドバイス ～ 活動の啓発及び長期継続

事業者(通報者)の過度の負担になることがないように、日常業務の範囲でお願いすることと、行政が通報を必ず受けることができるように体制を整える必要がある。

対応事例には「迷惑である」「ほっといてほしい」等のクレームもあるため、関係者への啓発を継続して実施していくことが必要であり、また、事業者の方々の意見を聞く機会も必要と考える。